

公 告

岡山県農業共済組合事業規程第 108 条に基づき、令和 3 年産果樹共済（ぶどう・もも）（災害収入共済方式）に係る共済金の支払額、減収量及び生産金額の減少額を決定したので次のとおり公告します。

令和 4 年 3 月 1 日

岡山県農業共済組合

組合長理事 佐藤 俊和



1. 支 払 戸 数	0 戸
2. 共 済 金 支 払 額	0 円
3. 減 収 量	0 kg
4. 支 払 方 法	該当なし
5. 支 払 期 日	該当なし
6. 組 合 員 等 別 明 細	

【ぶどう】支払対象なし。

【もも】支払対象なし。